

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年10月17日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

せたがや梅まつり実施に伴う会場設営・撤去委託

(2) 業務内容

本件業務は、催物開催の目的のもと区で指定のコンテナハウスのリース等、特別な資材を調達し、並びに公園管理者の意向を調整しながら、舞台・テント等を設営し、終了後速やかに撤去するものである。また、長期に渡り公共の区立公園内に仮設物を設置するなど、公園の一部を占用し、一般の公園運営と並行して業務を履行するため一層の安全対策を行う必要があり、よって事業者の資質・アイデア等を評価し、適正な事業者に業務委託を行うものである。

(3) 履行期間（期限）

契約締結後から平成29年3月9日（木）まで

梅まつりは平成29年2月中旬～3月上旬を予定

2. 参加資格要件

企画提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「催事関係業務」の共同運営格付がAまたはBの者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (4) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者
- (5) 都道府県民税・市長村民税に滞納がない者
- (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てをしていないこと
- (7) 平成23年度以降に、官公庁において、当該事業と同種業務の受託実績を有すること

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

通知日：平成28年10月27日

4. 質問

質問締切：平成28年10月31日

質問回答：平成28年11月2日

5. 企画提案書の特定

参加資格が確認できた者に対して選考を行い、得点が高い者を第1候補者として特定する。

6. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を確実かつ安定的に遂行する能力を有していること。
類似業務の受託実績（世田谷区、他自治体等での実績）が十分であるか
- (2) 本業務の意義や特性を十分に理解し、業務遂行にあたり十分な信頼性及び対応能力を保持していること。
本業務全体に対する取組方針が本業務の特徴を十分理解したものになっているか
実施体制について動員計画や業務分担に妥当性があるか
会場の設営・撤去についてスケジュールの変更など区の要請に応じた柔軟な対応が可能であるか
事故・天候等における緊急対応時に迅速に対応できる体制であるか
研修実績等について日ごろから危機管理・安全教育等が十分であるか
業務に対する提案・改善策について市場の動向を考慮した有益な提案があるか
作業工程表に妥当性があるか
見積り金額は上限額以内で妥当性があるか

7. 手続き等

(1) 担当部課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18

世田谷区北沢総合支所地域振興課 担当 鈴木

電話：03-5478-8028 / FAX：03-5478-8004

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 平成28年10月17日(月)～平成28年10月26日(水) 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝休日を除く)

2) 場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#) [楽しむ・学ぶ](#) [世田谷のみどころ](#) [楽しむガイド](#) [北沢地域](#)

[「せたがや梅まつり実施に伴う会場設営・撤去委託」プロポーザルを実施します](#)

上記(1)にて窓口配布(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

- 1) 期限 平成28年10月26日(水) 午後5時必着
2) 場所 上記(1)に同じ。
3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による

(4) 企画提案書の提出期限並びに場所及び方法

- 1) 期限 平成28年11月14日(月) 午後5時必着
2) 場所 上記(1)に同じ
3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約保証金 免除
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無「有」(平成29・30年度の各年度における当該契約)
平成29・30年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなさ

れることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 7 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。